

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月27日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第12号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（昭和45年佐賀県人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>附 則 （施行期日） 1 略  <u>2</u> 略</p>	<p>附 則 （施行期日） 1 略 <u>（給与条例第 9 条の 3 の規定による地域手当の支給割合）</u> <u>2 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成26年佐賀県</u> <u>条例第78号）附則第10条の規定により読み替えられた給与条例第</u> <u>9 条の 3 の人事委員会規則で定める割合は、100分の15とする。</u> <u>3</u> 略</p>

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。